

# 美里町から転出される皆さまへ



春は、進学、就職、転勤などで住所を異動される方が多い季節です。  
転出する際に必要な手続きをお知らせします。

なお、転入届・転出届に伴い、窓口が混雑しますので、転出先の住所が決まりましたら、お早めに手続きをお願いします。



## 【美里町】

転出届
持参するもの ①本人確認書類 （運転免許証、保険証等） ②印鑑（認印で可）
転出証明書を発行します

新しい住所が決まったら  
あらかじめ



## 【新しい住所地】

転入届
持参するもの ①転出証明書 ②本人確認書類 （運転免許証、保険証等） ③印鑑（認印で可）

新しい住まいに  
住み始めた日から  
14日以内に

	美里町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	転出予定日に登録が廃止されます。印鑑登録証(カード)はお返しください。	新しく印鑑登録をしてください。
住民基本台帳カード	手続きはありません。	住所変更手続きをしてください。
国民健康保険	保険証をお返しください。保険料の精算をしてください。	新しく加入手続きをして保険証を取得してください。転入先の世帯が国民健康保険に加入しているときは、その保険証を持参してください。
国民年金	手続きはありません。	年金手帳と印鑑を持参の上、住所変更手続きをしてください。受給者で住民票コードの登録のない方は、住所変更ハガキを出してください。
後期高齢者医療	保険証等はお返しください。負担区分証明書をお受け取りください。	負担区分証明書を持参の上、新しく加入手続きをして保険証を取得してください。
介護保険	保険証等はお返しください。要介護認定等を受けている方は、介護保険受給資格証明書をお受け取りください。	新しく加入手続きをして保険証を取得してください。介護保険受給資格証明書が交付された方は、手続きの際に持参してください。
心身障害者医療	受給者証はお返しください。税務課で所得証明書をお取りください。	所得証明書、健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、通帳を持参の上、新しく手続きをして受給者証を取得してください。
乳幼児医療 母子父子家庭医療	受給者証はお返しください。税務課で所得証明書をお取りください。	所得証明書、健康保険証、印鑑、通帳を持参の上、新しく手続きをして受給者証を取得してください。
児童手当	消滅届を提出してください。税務課で所得証明書をお取りください。	所得証明書、健康保険証、印鑑、通帳を持参の上、新しく手続きをしてください。
義務教育の児童生徒	現在通っている学校から、在学証明書と教科書無償給与証明書をお受け取りください。	学校の指定を受けて、転校の手続きをしてください。
125cc以下のバイク 小型特殊	ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑を持参の上、廃車手続きをしてください。	廃車証明書、印鑑を持参の上、新しく登録手続きをしてください。

- ◆町民生活課・南郷庁舎町民窓口室（☎58-1211）のどちらでも転入・転出手続きができます。
- ◆転出先の住所や転出日が変更になっても、転出証明書はそのまま使用できます。  
新しい住所地の役場で、変更事項を申し出て転入届をしてください。
- ◆転出届をした後に転出しないことになった場合は、転出取消しの手続きをしますので、転出証明書（要返却）、印鑑、本人確認書類を持参の上、窓口においでください。
- ◆同一世帯の方であれば、転入・転出手続きができます。  
それ以外の方が手続きをする場合は委任状が必要です。
- ◆受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ◆水道の使用を中止するときは、その手続きもお忘れなく（水道事業所 ☎33-2775）。



問合せ 町民生活課住民係 ☎33-2114